

# 検証意見書

2023年12月08日  
意見書番号：SGS23/033-2

三井化学株式会社  
東京都中央区八重洲2-2-1  
東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー  
代表取締役社長  
橋本 修 様



## 検証目的

SGSジャパン株式会社（以下、当社）は、三井化学株式会社（以下、組織）からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象（以下、GHG等に関するステートメント）について、検証基準（ISO14064-3:2019及び当社の検証手順）に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関するステートメントについて、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。GHG等に関するステートメントの作成及び公正な報告の責任は組織にある。

## 検証範囲

検証対象は、Scope1及びScope2、エネルギー消費量、Scope3である。

対象期間は2022年4月1日～2023年3月31日（Scope1,2）及び2021年4月1日～2022年3月31日（Scope3）である。

詳細な検証対象範囲は別紙参照。

## 検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：徳山分工場及び市原工場の現地検証及び証憑突合、本社でのその他検証対象範囲に対する分析的手続及び質問

判断基準は、GHGプロトコル、エネルギーの使用の合理化に関する法律、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver.4.9）、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver.2.4）、同算定のための排出量原単位データベース（Ver.3.2）及び組織が定めた手順（作業フロー（Scope1,2）、Scope3算定方法）を用いた。

## 結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関するステートメントが、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。  
なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134

横浜ビジネスパークノーススクエアI

認証・ビジネスソリューションサービス

経営委員会メンバー

認証・認定統括責任者

竹内 裕二

別紙

2023年12月08日  
意見書番号：SGS23/033-2

### 検証対象範囲の詳細

検証対象	検証範囲	GHG等に関するステートメント
1 Scope 1, 2 (エネルギー起源CO <sub>2</sub> ) 及びエネルギー消費量 ※敷地外の移動体の燃料は除く	国内7工場（含2分工場）	Scope 1 : 3,266,745 t-CO <sub>2</sub> Scope 2 : 461,121 t-CO <sub>2</sub>  エネルギー消費量： 69,118,570 GJ
2 Scope 3 (カテゴリー12)	組織の販売製品（三井化学ブランド）の内、プラスチック製品、ポリマー原料製品、潤滑油製品	Scope 3 Cat.12: 2,297,467 t-CO <sub>2</sub>